高校生通学費補助制度利用方法　Ｑ＆Ａ

①　公共交通機関（バスまたは列車）を利用して通学する場合

Ｑ１．通学定期券を購入せず、その都度払いで公共交通機関を利用して通学している場合は、補助対象となりますか？

Ａ１．通学定期券以外の公共交通機関利用は、補助対象となりません。

Ｑ２．補助対象になる「通学定期券」とは、具体的にどの定期券でしょうか？

Ａ２．バス通学の場合は、濃飛バスが発行する「年間特約定期券」、「エコパス」、若しくは、のらマイカーの「通学用定期券」が対象となります。
列車通学の場合は、ＪＲが発行する「通学定期券」が対象となります。

Ｑ３．補助金は、いくらくらい貰えますか？

Ａ３．通学定期券購入費の３分の１（千円未満切り捨て）の額を支給します。

Ｑ４．申請に必要な書類は、通学定期券の領収書のコピーだけで良いのでしょうか？

Ａ４．通学定期券のコピーと領収書のコピーを両方申請書に添付してください。
ただし、通学定期券に必要事項（購入者氏名、購入金額、有効期間）が全て記載されている場合は、通学定期券のコピーのみで結構です。
その他、高校生及び保護者の住民票のコピーを申請書に添付してください。

Ｑ５．通学定期券の領収書を紛失した場合は、申請できませんか？

Ａ５．通学定期券に必要事項（購入者氏名、購入金額、有効期間）が全て記載されている場合は、領収書の提出は不要です。
通学定期券に必要事項が記載されていない場合は、必要事項が記載された領収書のコピーが必須となりますので、通学定期券購入店へ領収書の再発行についてご相談ください。

Ｑ６．口座振替で通学定期券を購入しており、領収書は最初から無いのですが、通帳のコピーは領収書の代わりになるでしょうか？

Ａ６．通帳に振込先（通学定期券購入店名）が明記されており、且つ振込金額に通学定期券購入費以外を含んでいない場合は、領収書の代わりとすることが可能です。ただし、併せてご提出いただく通学定期券のコピーに、利用者の氏名と有効期間が記載してある場合に限ります。
通帳に振込先（通学定期券購入店名）が明記されてない場合や、振込金額に通学定期券購入費以外が含まれている場合は、通帳のコピーを領収書の代わりとすることは出来ませんので、通学定期券購入店へ領収書の発行についてご相談ください。

Ｑ７．列車とバスを乗り継いで通学する場合、両方申請することは可能でしょうか？
Ａ７．それぞれ通学定期券を購入して利用する場合は、両方とも補助対象となります。
ただし、補助の上限は、合計して８万円までとなります。

Ｑ８．半年ごとに定期券を購入している場合は、一年度分まとめて申請すべきでしょうか？それとも定期券を購入した都度、申請すべきでしょうか？
Ａ８．どちらの方法も可能です。
ただし、年度内に複数回申請される場合も、補助金の上限は合計８万円までとなります。また、申請書類（住民票のコピー等）や実績報告書の提出は、申請の都度必要となりますのでご留意ください。
また、まとめて申請される場合は、定期券のコピー等の必要書類を紛失されないよう十分にご留意ください。

Ｑ９．年度をまたぐ有効期間の定期券を購入している場合、「通学定期券購入届出書」には、どのように期間と金額を記載すれば良いでしょうか？
Ａ９．定期券や領収書に、有効期間と購入費が明記されている場合は、教育総務課で計算して記入しますので、空白のままご提出いただいて結構です。
ご自身で記入される場合は、期間は、申請日の属する年度の４月１日以降の日から、申請日の属する年度の３月３１日までの期間を記入し、金額は、申請期間で按分した額を記入してください。（按分の方法がわからない場合は、市のホームページ上にある「按分表」をご活用ください。）

Q10. 新しい定期券を購入する際に、古い定期券を販売店に返却し、コピーをとっていないのですが、申請はできないのでしょうか？
A10. 定期券のコピーは原則必要ですが、古い定期券を販売店へ返却し、コピーを取り忘れたという場合は、当該定期券の領収書があれば申請していただけます。
ただし、①購入者氏名、②購入金額、③有効期間の３点の記載があり、通学定期券を購入したという事実が確認できる領収書であることが必須条件です。
バス通学の方で、定期券のコピーも領収書も無いという場合は、定期券の販売店（濃飛バス）へご相談ください。列車通学の方は、販売店（ＪＲ）にご相談くださってもシステム上領収書の再発行が出来ないというケースが多いので、定期券を返却される前に必ずコピーをとっておいてください。